

(様式第1号)

平成年30度 第3回芦屋市無電柱化推進計画策定委員会 会議録

日 時	平成30年 5月10日 (木) 14:30~16:30
場 所	東館3階 大会議室
出 席 者	委員長 福島徹 副委員長 本塚智貴 委員 國見雅己、阿部俊、東浦克彦、内村博昭、堀江昌博、小林徹、香川清和、橋本亮一、苫田彰宏、村田直磯、下山智、宇野文章、辻正彦、山城勝、山下徳正、下岡信二 オブザーバー 森口正一、井口智貴 事務局 宮本博嗣、三柴哲也、畑洋次、寺嶋真唯
事 務 局	道路課
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	10 人

1 会議次第

- 1 開会
- 2 委員出席状況報告・会議の成立報告
- 3 議事
 - (1) 第2回芦屋市無電柱化推進計画策定委員会が出された意見について
 - (2) 芦屋市無電柱化推進計画(素案)について
 - ・(仮称)芦屋市無電柱化推進条例(案)
 - ・(1)目的と位置付け ~ (3)これまでの整備実績
 - ・(4)整備計画
 - ・(5)無電柱化の推進に向けた方策 ~ (7)計画の概念
 - (3) 推進計画策定のスケジュールについて
- 4 その他
- 5 閉会

2 提出資料

- 資料1 無電柱化推進計画策定のスケジュール
- 資料2 芦屋市無電柱化推進条例の骨子(案)
- 資料3 第2回芦屋市無電柱化推進計画策定委員会が出された意見について
- 資料4 芦屋市無電柱化推進計画(素案)
- 資料5 優先路線における評価指標について
- 別図-1 無電柱化路線図
- 別図-2 無電柱化対象路線図【防災】
- 別図-3 無電柱化対象路線図【景観】
- 別図-4 無電柱化優先路線図
- 別図-5 無電柱化優先路線 区間図
- 別図-6 橋梁位置図
- 別図-7 鉄道交差位置図

3 審議経過

1 開会

(事務局) 定刻より早いですが、ただいまから芦屋市無電柱化推進計画策定委員会を開催させていただきます。

会議に先立ちまして、お手元の資料の御確認をお願いいたします。お席にA4の資料があるかと思えますけど、会議の次第がありまして、1枚めくっていただきまして、委員会名簿があります。もう一枚めくっていただいて、今回の出席者名簿になります。次に、資料1の無電柱化推進計画策定のスケジュール。資料2の無電柱化推進条例の骨子。資料3として前回の委員会で作された意見について。資料4として芦屋市無電柱化推進計画。資料5で無電柱化推進計画の優先路線についてという資料になります。各自そろっておりますでしょうか。

それでは、今年度、委員会のメンバーの方が何人か変わられておりますので、御紹介させていただきます。お名前を御紹介させていただきますので、簡単に御挨拶をお願いいたします。

まず、兵庫県芦屋警察署の苫田様。

(苫田委員) 芦屋警察の交通課長の苫田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局) 続きまして、大阪ガス株式会社の堀江様。

(堀江委員) 大阪ガス兵庫導管部、堀江と申します。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局) 続きまして、国土交通省近畿地方整備局の森口様。

(オブザーバー(森口)) 近畿地方整備局の道路管理課の課長補佐の森口と申します。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局) 続きまして、兵庫県の道路企画課の小寺様ですが、本日は代理で井口様に来ていただいております。

(オブザーバー(井口)) 小寺の代理で参りました井口と申します。よろしく申し上げます。

(事務局) 続きまして、私、道路課の工事係長の畑といいます。よろしく申し上げます。今年度も皆さん、このメンバーでさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは議事進行を委員長にお願いしたいと思います。福島委員長、よろしく申し上げます。

2 委員出席状況報告・会議の成立報告

(福島委員長) 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

冒頭、事務局から資料の確認をいただきましたけれども、あと加えてA3の別図があるかと思えますので、これが本日の全ての資料だったと思います。よろしいでしょうか。

まず、会議の成立と傍聴希望者について、事務局から報告を願います。

(事務局) 本日本日ですが、委員18名のうち、代理出席を含め18名の方に御出席いただいて

おります。過半数を超えておりますので会議は成立しております。また本日、傍聴希望者は10名来られております。

(福島委員長) 傍聴希望者がおありだということでございます。会議は成立ということで確認させていただきます。

本日の議題につきましても、前回と同様に特に非公開にするものはございませんので公開で進めさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(福島委員長) ありがとうございます。それでは異議がございませんようですので、公開にさせていただきます。

傍聴の方に入ってくださいようお願いします。

(傍聴者 入室)

(福島委員長) よろしいですか。じゃあ事務局より、まず傍聴の皆様への注意事項をお願いいたします。

(事務局) 傍聴の方々へ連絡させていただきます。会議の妨げになるような行為はお控えいただきますようお願いいたします。

事務局からの連絡は以上です。

3 議 事

3 (1) 第2回芦屋市無電柱化推進計画策定委員会が出された意見について

(福島委員長) 傍聴の皆様、よろしく願いをいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

次第3、議事に入りたいと思います。まず1、第2回芦屋市無電柱化推進計画策定委員会が出された意見について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 事務局の三柴でございます。今日もよろしくお願いいたします。

まず、第2回芦屋市無電柱化推進計画策定委員会が出た意見につきましてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。ホチキス綴じでA4が2枚ついております。前回は3つのテーマでご説明をさせていただきました。それぞれの項目について出た意見をまとめております。

1つ目、整備計画について、こちらは前回、路線を評価するための指標をお示しさせていただきました。また、市民からの要望があった際に、どのような取り組みで事業を行うのかという点についてもご説明させていただきました。

これらの内容につきましては、この後、計画の本文を説明する際に触れていきたいと考えております。それぞれの意見と、それぞれの意見に対する回答については資料のとおりとなっております。

2ページ、2つ目の項目でありました無電柱化の推進に向けた方策、このテーマにつきまして意見が7ついただきました。

こちらにつきましても、ほとんどの内容が、今回本文に反映できておりますので、こちらでまた詳しく説明させていただきます。

最後のページ、計画の実現に向けてという項目です。こちらにつきましても計画本文に反映できておりますので、こちらでご説明させていただきます。

そして、その他の項目で2つ、ご意見がございました。

1つは、今回の計画の内容では市の戦略が見えてこない。どこかモデル的に取り組んで、それがよく見えるようにしてはどうかというご意見がありました。

それに対しましては、今回優先路線をどのように整備を図るのか。また市民からの要望について、どのように生活道路を無電柱化していくのか。この2つが大きな取り組みの柱となっております。ですので、モデル的に取り組んで、効果をよく見せることも有効かと思いますが、生活道路の無電柱化にはこちらが意図して入っていてもなかなか難しい部分がありますので、今後の検討課題にしていきたいと考えております。

2つ目でご質問いただきました、これは委員会後に寄せられた意見ですが、区画整理事業や再開発事業で面的整備を行う際には、電柱や電線の移設を補償費で支払うことになっております。こちらにつきましても、今後も法制度に従って事業を進めていきたいと考えております。

前回の委員会における意見については以上です。

(福島委員長) ご説明いただきましたが、具体的な内容についてはこの後で計画(案)のご説明いただきます。その中で触れていただくということのようですが、何かこの場で質問等あればお受けします。

内容にかかわります部分では、このあとの計画(案)の説明の中で御指摘いただければと思います。

次に移らせていただきます。(2) 芦屋市無電柱化推進計画(素案)について、事務局から説明をお願いいたします。

3 (2) 芦屋市無電柱化推進計画(素案)について

・(仮称)芦屋市無電柱化推進条例(案)

(事務局) 次第で4つの項目に分けております。今日は1つずつについて説明をしたいと思っております。

1つ目、芦屋市無電柱化推進条例(案)について、資料2をご覧ください。

本委員会では推進計画について皆様からの意見をいただきながら、計画作成の作業の途中でございます。ただ、これと並行しまして、我々の方では無電柱化推進条例の制定も目指しております。内容がどうしてもリンクしてきますので、今日の段階での条例(案)について、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

まず、条例を制定しようとする背景と目的ですが、これは計画をつくる目的と一緒になっております。さまざまな無電柱化を望まれるという考えから、平成28年12月に国で無

電柱化の推進に関する法律が定められまして、無電柱化を進める上での目的や責務、役割分担が明確に示されました。芦屋市においても無電柱化を今後進めていくために、それらの目的や責務、役割分担を明確にして、無電柱化を効率よく進めるために条例を制定することとしております。

2の定義につきましては用語の解説になっております。

続いて骨子（案）の概要です。ここに書いてあります内容は、ほとんどが国の法律と同じような内容になっております。ただ、芦屋市独自の項目もありますので、そちらを中心にご説明させていただきます。

まず基本理念ですが、こちらについては法律と同じ内容で、住民の方と一緒に取り組んでいくことが書かれてあります。

(2) 責務です。無電柱化につきましては、それぞれの関係事業者、また行政、市民、それぞれの責任のもとに行われるものとなっております。これも法律と同じ内容での記載となっております。

(3) 無電柱化推進計画です。こちらにつきましては国の法律におきまして、地方公共団体の計画策定については努力義務となっております。ただ芦屋市につきましては、これから無電柱化を継続して進めていきたいという思いがありますので、計画については「定める」という形に表現を改めようと思っております。

(4) は無電柱化の推進に関する施策が書いてあります。

1つ目、市民の理解及び関心の増進で、無電柱化に関する市民の理解と関心を深めるために広報や啓発活動を行っていくことが書かれてあります。

2つ目、道路法第37条第1項に規定する道路の占用の禁止・制限を行います。これについては法律にも書かれてある内容と同じです。ただこの後の2行、「特に、芦屋川特別景観地区内の主要な道路については、関係事業者に対し、道路を占有しないよう求めます」。ここについては芦屋独自になりますが、既に芦屋川沿道につきましては、ほとんどが電柱がない区間になっております。ただ、道路法の中では電柱が建てられる状態ですので、そこは極力建てないように求めていきたいと。この景観を維持していくという思いで、それを求めていきたいと考えております。

3番、無電柱化を推進する地区です。こちらも芦屋独自の内容になっておりますが、南芦屋浜地区の4町全域におきまして、公有地については無電柱化を進めます。また将来、公共の財産になる土地を整備するときは、土地所有者において無電柱化を図るものとしております。

南芦屋浜地区につきましては、ほぼ全域が既に無電柱化で整備されております。今後、その道路なり公園なりが整備された際も無電柱化を図っていくことと、もう一つは、将来公共の財産になる土地について、これは開発行為に伴って道路や公園ができた場合のことを指しており、そのような際も、その土地の所有者において無電柱化を図っていただくことと。

これを条例でうたいたいと考えております。

4つ目、電柱または電線の設置の抑制及び撤去です。新たな道路事業や開発事業があった際には、できるだけ電柱・電線を設置しないものとします。また、道路上の既設電柱についても、事業にあわせて撤去できる場合はしていくという内容です。こちらの内容は法律と同じ内容となっております。

5番、開発行為による道路の新設です。こちらは開発行為によりまして新たな道路ができる場合は、その道路について無電柱化を図っていただく、そういうふうの開発のときに指導で求めていきたいとしております。これも芦屋市独自の内容になります。

6つ目、調査研究、技術開発等の推進という項目です。これも内容としては法律と同じ内容となっております。無電柱化の迅速な推進のために、費用の縮減やその他方法をこれから進めていく内容となっております。

最後の7つ目、関係者相互の連携及び協力です。こちらも法律と同じ内容になっておりますが、それぞれ連携しないと進まない事業になっておりますので、協力を図りながら進めていこうという内容となっております。

以上の内容で、条例の制定を今、考えているところでして、まだ関係機関と調整を重ねている段階です。ですので、これから計画と同じようにパブコメをとろうと考えておりますが、その際には、またこの内容から変更が生じることがあるかと思いますが、計画に関する部分、これが市で計画を定めると今回うたいたいと思っておりますので、この後、ご説明をさせていただき推進計画とも関連性が出てくるのかなということで、今日はこの内容をご説明させていただきました。

以上です。

(福島委員長) 説明をいただきました。何かご質問等あればお願い致します。

(橋本委員) 先ほどご説明いただいた中の、無電柱化の推進に関する施策、(4)の⑤で開発行為による道路の新設が行われる場合云々という項目があります。これは開発者に対して、電柱及び電線を道路上に置いて新たに設置しないよう「求めます」という表現になっていますが、これは協力を要請するという意味合いですか。

(事務局) そうです。

(橋本委員) 例えば義務だとか許可を出さないとか、そういう形で拘束をする方法は何か考えられないですか。

(事務局) 今、開発行為が行われる際は、市のほうで、例えば道路の幅員は幾ら以上にか、そういう一定のルールは定めております。ほとんどの開発者はそれに従って開発をされているわけですが、無電柱化につきましても同じレベルの指導といいますか、要請をしていきたいと考えております。義務までは、開発事業者さんの、最後は負担になるものですので、そこはこれからまだ担当課とも調整していきたいと考えております。

またこれにつきましては、規模要件があるかなと思っています。小さな開発から大きな

開発までであるのですが、小さな開発の場合は、やはりかかる費用に対して売却のメリットが出ない可能性がございますので、この規模要件についても、まだこちらでは定めができてない状態です。

(福島委員長) よろしいでしょうか。

(橋本委員) ありがとうございます。

(福島委員長) ほかにいかがでしょうか。

私から1つ補足していただければと思います。計画策定のスケジュールは、この後で、また説明があると思いますが、条例(案)は、当然議会に付されるわけですが、おおよその流れといたしますか、どんな感じで進めようとしているのか、一度説明いただけますか。

(事務局) 今こちらで思い描いているスケジュールですが、推進計画同様、6月からパブリックコメントをとりたいと考えております。したがって、6月議会で1度議会にご説明させていただいた後、6月中旬ぐらいからパブコメを1カ月ほどとりまして、最後は9月の議会で条例(案)を提出したいと考えております。

(福島委員長) ほぼ同時にパブコメをとられる形になりますか。

(事務局) はい、そうです。

(福島委員長) ちょっと内容が関連しますからね。そういう形で進められると。9月議会ですか。一応そこにかかけられればということのようでございます。

議会でしっかりと、条例として合意をとっておいていただくといえますか、定めていただくことは大切だと思います。

それでは、条例(案)については以上とさせていただきます。

続きまして、(1)目的と位置づけから(3)これまでの整備実績までの計画素案について、事務局から説明をお願いいたします。

・(1)目的と位置づけ ～ (3)これまでの整備実績

(事務局) では、計画素案について順番に説明させていただきたいと思います。(1)目的と位置づけから(3)整備実績までについてご説明させていただきます。

少し前回から時間があきました関係と、いろんな関係者からのご意見をうかがう中で、構成に変更がある部分がございますので、今日はざっと通してご説明させていただきたいと思っております。

お手元の推進計画の資料4、1ページ、無電柱化の目的と位置づけです。

まず「はじめに」という言葉を前回から追加しております。戦後の経済成長にあわせて電柱・電線が増えていったのですが、それが今現在もずっと残っている状態である。また自然災害のときは電柱が倒れたり、いろんな問題が生じたりしています。そういったことを受けて、無電柱化による防災機能の強化が必要である。そういう考えが広がってきております。そういうのを受けまして、平成28年12月、無電柱化推進に関する法律が制定されまして、無電柱化を推進する上での意義や目的、役割分担、責務が明らかに定められま

した。

芦屋市におきましても無電柱化推進条例を制定して、将来にわたって良好な住環境を維持し、災害に強いまちとして継続・発展していくために、本計画を制定しますとしております。

2 ページ、無電柱化の意義と目的です。

なぜ無電柱化が必要なのか前文に書かれております。そして、無電柱化に対する目的です。3点挙げております。

1つは都市防災機能の強化、2つ目が通行空間の安全性・快適性の向上、3点目が良好な都市景観形成。この3つを無電柱化の目的としまして、最終的には、芦屋市は「電柱・電線のないまち」を目指して、これから国や県、関係機関と調整して、連携を図りながら無電柱化を進めていきたいとしております。

3 ページは推進計画の目的を挙げております。

芦屋市は過去より無電柱化が比較的進められている地域ではございます。2段落目の最後に市道の無電柱化率という形で、今日は〇〇表示をさせていただいております。別図1をご覧ください。A3の図面です。

この図面、前回の資料から若干変更を加えております。まず、赤色につきましては無電柱化路線、もともと電柱・電線があったところを地中におろした区間です。

黄色いところにつきましては、もともと電柱・電線がない区間です。したがって地中にも管路がないという区間です。このように市域、至るところで電柱・電線がない区間があるのが芦屋市の特徴でございます。今ここ、無電柱化率という数字につきましては、整備を図った区間に対する数字を、精査してございまして、パブコメまでには数字をきっちりとしまして、これを明らかにした上で、市民の意見を伺いたいと考えております。

計画の3ページに戻りまして、下の段落、最終的な目標であります「電柱・電線のないまち」、これを実現するためには多額の費用と時間が必要となります。ですので、いかに効率的に、効果的に事業を行うのかということで、今回の計画では短期目標路線、10年以内に着手する路線、10年から20年先に着手を目指す路線として中期目標路線、この2つの路線を明らかにすることで、市民の理解や協力を得ながら、また電気・通信事業者、また地下埋設物管理者との連携をとって、無電柱化の推進につなげていきたいとしております。

4 ページ、今回の推進計画の位置づけです。芦屋市には芦屋市総合計画という最上位計画がございます。その下には、まちづくりの方針をうたっております都市計画マスタープランがございます。その下に位置する計画として、芦屋市無電柱化推進計画を今回策定しようと考えております。

ただ、他にも芦屋市創生総合戦略でありますとか、公共施設等総合管理計画、これらの計画、またマスタープランの下に位置づけられています関連計画とも関係性は出てきますので、これらの計画の内容と連携を図りながら今回定めていきたいと考えています。

5 ページ、整備の方針です。無電柱化と言いましても、さまざまな方法がございます。図-2 に示しております。地中化を図る方法と地中化以外による方法がございます。

地中化による方法としましては、一般的な電線共同溝方式です。市内ほとんどがこういう形式ですが、電線共同溝方式として従来方式、また浅層埋設方式、小型ボックス活用埋設方式、今はコストを下げるためにいろんな方式が考え出されています。

電線共同溝方式以外による方式としましては、単独地中化方式であったり、要請者負担方式がございます。

地中化以外による方法としましては、裏配線、軒下配線がございます。これはどちらも電線を隠すといえますか、軒下にはわせる、もしくは家の庭から、裏側から持ってくるものでして、最終的にはどこかに電柱・電線は残る形になります。ですので、最終的に芦屋市は、基本的には地中化による方法を今後も進めていきたいとしております。ただ、短期的に効果を発現しないといけない場合は、地中化以外による方法も検討したいと考えております。

6 ページ、電線共同溝方式のことについて記載しております。

前のページにありました図3 がわかりやすい絵になるんですけども、地下に埋めるといっても、コンクリートの箱、特殊部ですけども、それと、それを結ぶ管路が地下に埋められて電線共同溝ができ上がります。これを道路の地下に埋めますと、例えば電力には地上機器が必要になりまして、それが道路上に出てきてしまうということで、一般的には歩道幅員の2.5メートル以上の場所で採用されている方式になります。

ただ、2.5メートル以下の場所でも無電柱化が実際図られている場所もあります。そういったさまざまな整備方式があるのが現在の状況です。

7 ページ、無電柱化の課題です。無電柱化で、現在課題となっておりますのは地上機器のこととコスト、事業期間の3つがございます。

地上機器につきましては、道路上に設置されているものが多くございますので、できるだけこれをコンパクトにしていく必要がありますので、その技術研究について、これから期待していくとしています。

また、置き場所につきましては、公共用地もしくは私有地も活用していく必要があるのかなと考えております。

コストですが、こちらは図-4 に示しております。

電線共同溝方式で整備しますと、道路管理者であります芦屋市が整備した場合、工事の施工の大部分は芦屋市になります。地下に柵を置いて、管路を埋める工事です。これが芦屋市の施工分です。そして、その中にケーブルを入れて、各家庭への供給を切りかえて、最後に、電線・電柱を撤去する、こちらが電線管理者の作業になります。

工事の施工の分担としては以上になるのですが、費用の負担としましては、若干変わっております。芦屋市が工事する分につきましては国からの補助金の支援を受けられます。

芦屋市がする工事の一部分、電線管理者の財産になる部分がございますので、そこについては建設負担金という形で、電線管理者から芦屋市がお金を少しいただく形になっております。

ただ全てを合わせまして1キロ当たり 5.3 億円かかると、国土交通省では示されております。このコストが非常に高額ですので、これからより低コストな手法を検討していく必要があると考えております。

最後に事業期間の問題です。こちらは図-5に示しております計画から最後電柱がなくなるまで、およそ7年かかると言われております。少しでも沿道の方への負担を減らすためにも、この工事期間をいかに短くしていくのが今後、取り組む必要がある内容だと考えております。

8ページ、既存道路における無電柱化という項目です。芦屋市の道路は、ほとんどが既に町としてでき上がっております関係で、もう道路が行き渡っております。ただ、ほとんどの道路におきまして、まだ電柱・電線がある状態です。ここをいかに無電柱化を進めていくのかということで、優先路線をまず決めたいと考えます。その中で優先して無電柱化を図る路線を選ぶに当たって、3つの方針を今回立てております。

1つ目が、安全・安心な道路空間の構築という項目。防災上、もしくは安全性の面で優先的に進めるべき路線です。

方針2としまして、美しい景観の形成。芦屋は住宅地として、町並みが非常にすぐれていると言われております。その景観を今後も継続していくために、重要な路線はどこなのかを、こちらでうたいたいと思っております。

方針3、にぎわいの創出です。人口がこれから減っていく中で、いかに芦屋に人を呼び込むのかで、芦屋市もにぎわいを生み出そうという取り組みをやっております。そういったところに該当する路線については優先してすべきということで、方針の1つに挙げております。

9ページ以降がそれぞれの方針に沿った説明となっております。

安全・安心な道路空間の構築という項目では、過去の経緯から、こういったところが防災上また安全上、重要な道路なので、10ページに一覧で示しております。こちらは芦屋市の都市計画マスタープラン、もしくは地域防災計画、県の地域防災計画、こちらに防災上位置づけのある路線をうたっております。

そして、これだけでは防災面でのネットワークにならない部分がございます。部分的に開通していない、未整備の都市計画道路がございます関係で、ネットワーク化されない部分があります。そういったところを補完する路線として、11ページの表-2に路線を追加して考えております。これは重要な防災路線から、それぞれの避難所へのアクセスでありますとか、そういうネットワーク化を図るために必要なものとなっております。

また、奥池地区につきましては、この防災上の位置づけの路線がございませんでしたの

で、新たに路線を表-3でうたっております。これらを図化したものが別図-2になります。それぞれ該当する項目ごとに色を分けてお示ししております。

特に緊急輸送道路につきましては、芦屋市には東西に走る路線が全部で6路線ございます。ラインでいいますと4本になります。こちらにつきましては、既に国道・県道につきましては道路法37条による建築制限が既に通知されていますので、電柱が現状からふえることはない路線となっております。市道の山手幹線につきましては、既に無電柱化が完了している路線になります。

では、資料の12ページ。こちらでは美しい景観形成という項目で、景観に着目して、じゃあ芦屋市はどの路線が景観上重要なのかをうたっております。

それを一覧にまとめたものが13ページの表-4になります。こちらでも都市計画マスタープラン、または芦屋市の景観計画に位置づけのある、これからも景観を維持していく路線となっております。

これを図化したものが別図-3になります。景観計画の中には景観計画重点地区といたしまして、面で景観を守っていくところもございしますが、そういったところにつきましては、主要な路線を今回優先路線としてうたわれております。

では、計画の14ページに移らせていただきます。にぎわいの創出という項目です。先ほど触れたんですけども、芦屋市創生総合戦略という計画の中で、にぎわいを生み出していこうということで、今、道路上の景観をまとめるために公共サイン計画を策定して、道路上にありますサイン、これを統一していこうと考えております。既に取り組んでいるところでございます。

道路の景観を整えるにはサインを整えるのと、もう一つ、そこにあります電柱・電線を整理していく必要がございますので、こちらにつきましても優先的に無電柱化を図っていきたいと考えておまして、1つの方針として挙げております。そのエリアが図-6に示してございます。

では、15ページ、3-4、優先路線の選定で、こちらにおいては先ほどから出てます3つの方針に該当する路線を優先路線として定めて、計画的に無電柱化を図っていきます。それ以外の道路につきましては優先路線の整備後に、順次無電柱化を図るとしております。

4番の項目、道路の新設・拡張や面的整備に伴う無電柱化という項目です。

未整備の都市計画道路、また一部未整備の都市計画道路が芦屋市内にはまだございます。これらの道路につきましては、街路事業が行われる際に無電柱化を図っていきたいと考えております。

また、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面整備におきましては、市道が新設、または再整備される際に、全て無電柱化を図っていきたいと考えております。

5つ目、住民要望による無電柱化です。地域にお住まいの方々から、無電柱化の要望が高まりまして、地上機器の設置場所であったり、無電柱化に関する課題の解決が図られる

際には、事業手法等検討の上、無電柱化を図っていきたいと考えております。

以上が整備方針になります。

続いて（３）の整備実績になります。こちらの項目、前回までまだ記載がなかった項目で、全て新しい項目になっております。

これまでの芦屋市における無電柱化の状況をまとめております。

芦屋市内には、市内の道路には市道のほかに国道が２路線、県道が４路線、また民間有料道路としまして芦有ドライブウェイ、あと阪神高速がございます。あと、私道もございます。

これらの道路については、それぞれの道路管理者において管理・改修がなされているところですが、無電柱化におきましても、それぞれの道路管理者によって整備がされる形になります。

表－５には、それぞれの道路延長、または無電柱化の状況を整理したいと考えております。表の中、数字がまだ埋まってないのは先ほどの無電柱化率と同じで、まだちょっと整理をしている途中でございます。申し訳ありませんが、パブコメまでにはここは整理を終えて、パブコメの案には数字を入れた状態で臨みたいと思っております。

ちなみに今の芦屋市の無電柱化率は 12.4%、この数字が前回の委員会までも出ておりました。精査の途中ではありますが、精査と言いますのは無電柱化率の出し方が、芦屋市の出し方と国の出し方が違ってましたので、今、国の出し方に合わせて数字をもう一度計算し直しております。数字としましては 12.4 より上がる見込みになっております。

この数字は、全国の市町村においては最も高い数字となっております。

17 ページは市道の無電柱化の実績で、主な取り組んだ内容について記載がございます。

1 つ目の六麓荘地区です。住宅地としては日本で初めて地中化が面的に図られた場所です。昭和 3 年に開発された当初から地下で整備されておりました。ただ、その後、電力や通信の需要が高まって電柱・電線が上空に増えていたのですが、最終的には道路が地域で維持管理されてたんですけども、平成 5 年に市に移管されまして、平成 7 年から下水道事業が始まったことを受けて、それと同時に、それぞれの電線管理者によりまして、単独地中化方式で再整備が図られております。

続いて、南芦屋浜地区です。こちらは兵庫県の企業庁によりまして埋め立て造成事業によってできた地区でございます。こちらは開発当初の平成 8 年から基本的に地区内は無電柱化を図っていくということで進められております。現在もまだ開発が進んでいるところですけども、無電柱化で引き続き進められております。

山手幹線です。延長としては市内を東西に貫く 2.4 キロ、幅 22 メートルの都市計画道路です。平成 5 年から事業に着手しまして、全て無電柱化で整備が進められました。平成 22 年に事業が完了しております。

そのほか、市内には再開発事業、J R 芦屋駅北地区になります。あと区画整理で 3 地区、

またほかの街路事業だったり宅地開発事業で、それぞれ無電柱化が図られています。

また民間の宅地開発でも部分的に無電柱化が図られている道路がございます。具体的な場所としましては山芦屋町が結構大きな開発で、無電柱化がされた場所になります。

以上が整備実績などの説明になります。

(福島委員長) (3)までを説明いただきました。何かご質問等あれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(國見委員) 関西電力の國見でございます。よろしくお願いたします。

7ページに、2番、無電柱化の課題という形で記載されてございます。この中で、「図る上で課題となるのは、地上機器とコスト、事業期間」という書き方をしているんですが、その前の3ページの推進計画の目的では、まず「多額の費用と時間を要する」という文言がございまして、唐突に、ここに一番初めに「地上機器」という言葉が出てまいります。これが順位というわけではないと思いますが、そこの文章を振り返ると、「コスト、事業期間、そして地上機器」という形に記載していただいたほうがいいのかと感じてございます。

以上、よろしくお願いたします。

(福島委員長) 今の御指摘について、事務局からお答えいただけますか。

(事務局) この3つの課題につきましては、特に順番をあらわして記載しているものではないので、御指摘を受けまして、また改めたいと考えております。

(福島委員長) よろしいでしょうか。

(國見委員) ありがとうございます。

(福島委員長) 少し調整をするとのことのようです。

ほかにはいかがでしょうか。

(本塚副委員長) 副委員長の本塚です。

同じ7ページで気になったのが、今回コストで5.3億円/kmが設置のときの初期コストだと思うんですけど、ランニングのコストはそんなにかわりはないですか。地上でやる場合と地中でやる場合で、事業者の方が工事するときに、やっぱりどうしても工事費用がちょっと上がってしまうとか、その辺のことが気になったんですが。

(福島委員長) いかがでしょうか、整備のコストですね。

(國見委員) 日々のメンテナンス、巡視・点検という意味では大きく変わるものではないと思います。ただし、例えば整備区間で、例えば家が新築されて、その前にある機器が邪魔になるよねというお話をいただければ、電線共同溝本体も動かさないとだめだし、機器も動かさなアカンというデメリットというか、若干そこではコストがかかるかなと思いますけども、成熟された町という形に限ってやれば、そういうこともほぼ、限られるのではないかなと感じてございます。日々のメンテナンスというコストについては変化はないかなと思います。

(福島委員長) よろしいでしょうか、ほかにはいかがでしょうか。

私から1つ。先ほど条例(案)骨子を示されました。条例の中で、3無電柱化推進計画をここで位置づけておられるんです。この計画の1ページで、「制定し」と書いてあるんです。当然、準備として同時並行的にされるのはいいですけども、条例で計画を位置づける形のほうが望ましいのかなという気もしないでもないです。そうすると、「が、制定され」、それを受けて「本計画を策定します」のほうがいいのかなという気もしたんですが、どうでしょうか。また検討していただけますか。

(事務局) わかりました。

(福島委員長) 計画は条例で位置づけておいていただいたほうがいいかもしれないという気はします。かなり離れて、先に計画が動いてればですけども、ほぼ同時制定であれば、条例を受けて計画を策定する。同時に準備してきて、条例に計画が位置づけられるほうがいいような気もしますので、ちょっと検討していただけますか。

それでは、次の(4)整備計画について、説明をお願いします。

・(4)整備計画

(事務局) 引き続きまして、計画書の資料4の18ページをご覧ください。

こちら整備計画という項目でございまして、先ほど方針によって決めました優先路線を、どのような順番で整備を図るのかを、この計画の中でうたいたいと考えております。

まず1つ目、優先路線(市道)における評価です。優先路線は国道・県道も含まれておりますが、それぞれの道路管理者さんの事業になりますので、市道について、まずここでは優先順位を定めていきたいと考えております。

まず評価をするに当たりまして、道路といいましても長い部分も短い部分もございしますので、評価に当たりましては500メートルから1キロを目安に区間を設定しまして評価を行いました。

そして、短期目標、中期目標を定めるに当たりまして、やはり市として、まちづくりとして、特に取り組む必要のある路線でありますとか、道路の利用形態の変更等があった場合に幅員を変更する場合がございます。これは、例えば歩行者を増やして車を減らしたい場合には、歩道を拓げて車道を狭めるとか、そういったことが考えられるんですが、そのような場合は植栽帯を動かすことになります。

そうなりますと、ほとんどの場合、電柱も動かさないといけない事案が発生してきます。電柱を動かすのであれば、そのときに一緒に無電柱化も図りたいのがこちらの考えでございまして、先ほど言いましたまちづくりとして、特に取り組む必要のある路線、もしくは幅員構成に変更を加えるような路線、これにつきましては短期目標路線に位置づけていきたいと考えております。

19ページにあります評価指標です。こちら前回お示しさせていただきましたところ、若干、修正がございますので、そちらについて触れておきます。にぎわいの創出という項

目で、公共サイン計画のモデル路線でそれぞれ加点をしております。前回は総合戦略の位置づけがあるかないかという項目だったんですが、公共サイン計画にはっきりとありますので、そちらに表現を変えているだけになります。

そのほか、関連事業との連携という項目です。自転車ネットワーク計画が今、これもほとんど同時に計画策定を進めているところですが、自転車の通行環境を道路上に呼び出そうという計画になります。

こちらの中で取り組むべき路線としまして、計画路線と当面は取り組まないですけど、最終的にはつくりたいという補完路線、この2つの考え方が出てきました。ですので、その2つに差が出るように、ちょっと項目を増やして加点に変更を加えております。

このように、さまざまな項目で、それぞれの路線に対しまして評価を加えまして、最終的には点数でもって優先順位をつけたいところでございます。

前回の委員会の中で、この配点について、これが本当に正しいのかを、一度シミュレーションしてみてもうかというご意見がありました。それにつきまして、本日、資料5を用意しております。

資料5の1枚目、2枚目につきましてご説明します。こちらは左に路線番号、そして道路名がございます。別図-5をご覧ください。

優先路線に位置づけられております市道によりまして、ある一定の距離ごとに区間を区切った図が別図-5になります。それぞれの区間を矢印であらわしております。

この中で、赤い矢印につきましては、既に無電柱化の整備が行われている場所、もしくは電柱のない場所。また、今事業中の場所も含まれております。青い路線につきましては、これから取り組む必要のある路線になっています。

この全ての路線を先ほどの評価指標に照らし合わせた際に、何に該当するのかを示したのが先ほどの資料5の1枚目、2枚目になります。それぞれの路線で、どの評価指標に合致するのかをあらわしております。一番右に無電柱化が終わっているのか、要は電柱がないのかあるのかをあらわしております。

この評価指標でもって、各路線、点数づけしまして、2枚めくっていただきますとA4のカラー刷りがついてございます。優先路線の評価順位という資料です。今日は上位のほうをピックアップさせていただいております。80点以上の路線について、こちらを挙げております。これらの路線が評価した際に点数が高い路線となっておりまして、この中から短期目標、中期目標路線を抽出しております。

計画書の20ページ、短期目標路線の項目です。前回の委員会でもお示ししてたのですが、既に無電柱化に取り組むという形で実施予定路線を定めております。こちらの2路線、芦屋川右岸線・左岸線につきましては、既に平成26年から関係事業者と協議・調整を行っておりまして、あとは地元との調整を踏まえて着手する準備が整っておりますので、こちらについては最優先で取り組んでいきたいとしております。

②は、他事業にあわせて取り組む必要のある路線です。今、芦屋市ではJR芦屋駅南地区の市街地再開発事業の事業着手に向けた準備が進められております。この事業にあわせて交通量の変動予測とかの関係で、幅員構成を若干見直す路線がございます。そちらにつきましても、この事業とあわせて無電柱化を図っていきたいと思っております。それは駅前広場の西線と東線でございます。

最後、路線評価による路線としまして、先ほどの評価指標に基づいた点数です。これの上から順番に路線を挙げております。今回は4路線挙げております。あわせて計8路線になるんですが、これがおよそ10年間で取り組めるボリュームかなと考えております。

ただ、その路線評価の最後の2行に少し文字を加えております。今後、芦屋市が都市施設の整備予定を定める予定となっております。駅南の再開発が終わった後、芦屋市としてどこか取り組むような場所ができた際には、もしこの優先路線と位置が重なったり、また外れたりということがあるかと思うんです。スケジュールが合うかどうかという形になるんですが、そのような際には幾ら短期目標の路線でも、実施時期についてはまた調整を図りたいと考えております。

21ページ、中期目標路線です。こちらは10年から20年先をめぐりに事業着手を目指す路線です。全て優先順位から抽出しております。

ただ、本計画がおよそ10年後の見直しを想定しておりますので、実際にこのまま次の計画では短期目標になるかどうかにつきましては、そのときの考え方でありまして、ほかの整備状況によりましては指標の点数が、また上がったり下がったりするようになりますので、若干変更が入る可能性はあるとは思いますが、恐らく短期の次に控えている路線は、こういう路線かなというところで挙げております。

では、資料5に戻って、A4のカラー刷りで評価順位を示したものになります。

これからやろうとしております、既にやる事が決まっております芦屋川沿いの右岸線・左岸線ですとか、JRの再開発に伴って取り組むべき路線がどういった順位にあるのか、今回色をつけて示しております。青色の着色がついてあります、順位で1番と11番、芦屋川右岸線と左岸線です。こちらが既に事業着手の準備が整いつつある路線になります。

黄色い着色のある場所、駅前広場の西線と東線につきましては、再開発事業に伴って幅員構成の見直しが若干入りますので、それにあわせて取り組みたいと考えている路線で、短期目標路線として入っている路線です。

そしてもう一つ、駅前線です。順位は15番になってます。こちらは再開発事業の中で一体的に取り組まれる形ですので、再開発事業の中で事業実施になります。ですので、短期目標にも今入っていない形になっております。それ以外は上から順番に短期・中期と位置づけております。

市としてやる必要のある路線が別途ある中で、それ以外については指標に基づく順位づけで、今回、短期・中期をこのように定めたいとしておりますが、市による事業以外、要

は単純に路線評価だけでなく、比較的どの路線も上位に来てることがこれで明らかになったと思います。

また、その下のA3の図面。こちらはよりわかりやすくという意味でつけておりますが、市内の、既は無電柱化が終わっている路線、赤とオレンジ色です。それに今後10年間で取り組むべき路線が濃い青色、その先、10年から20年先に取り組む中期目標路線、これが水色。そして面的整備、再開発事業で取り組まれる駅前線と駅前広場がグリーンで示しております。およそこれで10年後、20年後を、芦屋市がどういうものを目指すのかが視覚的にとらえられるかなと思ひましてつけております。

続いて計画に戻らせていただきます。21ページ、中期目標路線の下になります。

住民要望による無電柱化検討地区という項目です。ご意見でもあったのですが、住民要望で無電柱化をする地区については短期・中期、どういうふうに位置づけられるんですかというご意見・ご質問がございました。今のところ、そういった特に研究を重ねているような地区が現在ございませんので、今回はここには明らかにしておりませんが、そういった地区が出てきたら計画の見直しの際に、こちらに明らかにしていきたいと考えております。取り組むことが決まっていなくても、とりあえず研究等を行っている段階でも、こちらに次の計画を見直す際には入れていきたいと考えております。

そして、その研究の成果で事業実施の段階にまで来ましたら、速やかにその短期目標路線とかと調整の上に事業に着手する形をとりたいと考えております。

4番、実施計画の策定の項目です。短期・中期もしくは無電柱化検討地区、これらの整備に当たりましては技術的な課題でありますとか、地下埋設物の更新時期等の関係がございました。ですので、この委員会とは別に組織します芦屋市無電柱化推進協議会、電線管理者もしくは地下埋設物の管理者と道路管理者がメンバーになる協議会ですが、こちらの中で10年間の実施計画を定めていきたいと考えております。

この実施計画につきましては、技術的な課題とか地下埋設物の更新時期とかあわせて、実施の工程、より具体的な工程でありましたり、概算費用でありましたり、そういったものも明らかにして、また皆さんに見える形で公表していきたいと考えております。

続いて、22ページ。先ほどまでは、市道における無電柱化の優先順位についてご説明してきました。この項目では市道以外の状況について書いております。

国道・県道、芦有ドライブウェイにつきましては、いずれも優先路線に位置づけられております。各道路管理者で連携して無電柱化に取り組んでいきたいと考えております。

各路線の整備状況について、表-7に示しております。

国道の2路線につきましては現在事業中になります。

そして県道について、3つ目にあります東灘芦屋線につきましては、高架形状のため電柱がない状態です。

その上の芦屋停車場線、これは国道2号から宮川沿いに少し北に上がりまして、JR越

えた段階で、JR芦屋駅に曲がって向かう路線になります。こちらは一部未整備という形です。JRの北側にあります東西の方向については整備が終わっております。宮川沿いの南北が終わっていない状態です。

こちらの芦屋停車場線につきましては、今、定めようとしております自転車ネットワーク計画におきましても、自転車通行環境の整備を図る路線に位置づけられておりまして、こちらについては県と連携して、速やかに無電柱化が実現できるように取り組んでいきたいと考えております。

続いて、整備の進め方の項目です。こちら、事業期間が非常に長くかかってしまう事業ですので、たとえ1つの路線に取り組むといいましても、さらに小分けにして取り組むこととなります。そうすることで、我々が負担する事業費につきましても平準化を図れるものと考えております。

最後、7つ目の項目、他の道路事業との一体的な整備です。無電柱化の目的の2つ、通行空間の安全性・快適性の向上という項目、良好な都市景観の形成という項目につきましては、無電柱化の実施だけでは達成できないものとなっております。したがって、無電柱化の整備を図る際には、歩車道の段差解消などのバリアフリー化に加えまして、あと自転車の通行環境の整備、街路樹の老朽化対策もあわせて取り組んでいきたいと考えております。

整備計画の項目については以上です。

(福島委員長) 整備計画の内容について説明をいただきましたけれども、何かご質問ございましたらお願いいたします。

私から。最終的に市民の皆さんに理解をいただくことが必要になってきます。計画書についてもパブコメが求められるわけですが、市民の皆さんがこの計画を見られて、お決めになれる点という意味で、この短期目標路線を整備すると、無電柱化率はどれぐらいに上がるのかとか、中期でどれぐらいになるのかとか。これは議会の方かもしれませんが、大体それまでに平常予算の中のこれぐらい要るとか、何かそういう目安は、計画書の中に書くのが適切かどうかは別として、少なくとも整備率がこうなってくる、こんなふうに変わっていきますとか、リーフレット等をつくられるんだと思うんですけども、そうした記述があると大体20年ぐらいかかって芦屋市域の市道のこれぐらいは無電柱化が進むんだと、物差しというか、頭の中に置きかえて理解していく上では、そういう数字があるといいなと思うんです。

これ路線で行くんだらうと思いますので、面的にはとりあえず置くとすれば、比較的數字も出るんじゃないかという気がするのですが、求められていますか。それとも何かお考えあればお願いします。

(事務局) 數字上の話ですので、算出することは可能かなと考えております。またその辺の出し方につきましては、これから考えていきたいと思っております。

(福島委員長) なるべく具体的なイメージにつながることは大切だろうと思うんです。出し方と言われましたけど、そこら辺は少しお考えいただいて、わかりやすい資料として提示していただくのが1つ必要かなという気がします。ご検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

(橋本委員) 市民委員の橋本です。

国や県、あるいは民間道路事業者と無電柱化推進で、いろいろ連携していただいているのはよくこれでわかったんですが、市民感覚でいったときに、あそこの道路は県道だから無電柱化が早いんだとか、あるいはその逆に、県道だから遅いんだというのは、非常に納得感が得づらい部分があります。市道の中でも優先順位は、確かにこういう考え方なんだということで説明はできると思うんですけども、ぜひ国や県と、とりわけ未整備の道路がどういう計画で無電柱化を進めていくのかと、その計画をがっちゃんこというか連携をさせながら、あわせて市民に提示できるような段取りをお願いしたいなと感じました。

(福島委員長) ご検討いただければと思います。

(事務局) はい。

(福島委員長) いいでしょうか。

ちなみに今のご意見に対して言いますと、表-6の評価指標、国道・県道でもあてはめたら、どこに行くんだろうと。一度計算してみただいたら。できますよね、大体。かなり国道・県道は高いところに行っちゃうんだろうと思います。市民の皆さんにとっては道に変わらないですからね。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、計画素案の最後で、無電柱化の推進に向けた方策、計画の概念について、ご説明をお願いいたします。

・(5)無電柱化の推進に向けた方策 ～ (7)計画の概念

(事務局) では、計画の資料23ページからご説明させていただきます。

無電柱化の推進に向けた方策で、こちらの項目では道路管理者事業として無電柱化を推進するだけでは、非常に長い期間とコストも非常にかかることがございます。少しでもその目標達成を早めるためにできる工夫、また道路管理者事業以外のことについて、こちらの項目ではお示ししたいと思っております。

まず1つ目、市道における無電柱化についてです。こちらは先ほどから出ておりますが、基本的には電線共同溝方式を採用して考えております。ただ、コスト面での課題が大きございますので、低コスト手法と呼ばれておりますものを積極的に活用していきたいと考えております。

まずは現地の状況に合うタイプがどのようなやり方なのかもございますので、その現場現場でどのような方法がいいのかを比較検討した上で一番適した方法、またコストの安い方法を採用していきたいと考えております。

ただ、その低コスト手法ですが、国から考え方が示されましたのも結構最近でございます。また整備実績という面では非常に少ないのが実情でございますので、その中でどういものが採用できるのかも検討していきたいと考えております。

2つ目では、市道以外の道路の無電柱化です。それぞれの道路管理者で、無電柱化を図っていただく形になりますけども、市内の道ですので、芦屋市も連携をしながら、少しでも早く実現できるようにしていきたいと考えております。

また有料道路につきましては、国からの財政支援が受けられない実情がございますので、市による何らかの支援策を考えていきたいとしております。

では、24 ページです。生活道路の無電柱化という項目です。

生活道路につきましては、ほとんど歩道がない状態でございます。歩道がないということは地上機器も、今の技術ではなかなか置くのが難しいところがございます。ですので、生活道路の無電柱化を図る際には、学校や公園などの公共施設でありましたり、民有地といった、道路外の敷地も活用して、整備をしていきたいと考えております。また、生活道路の無電柱化を図る際には、その効果を最大限に発揮させるためにも、面的な整備を図りたいと考えております。

路線ごとに整備を図ってしまいますと接続部分での設備が余計に増えて、二重投資になったりということもございます。また地上機器の設置場所につきましては、路線で考えるよりも面で考えたほうが集約しやすい点もございますので、面的な整備を図っていききたいと考えているところです。

4つ目の項目は前回の委員会ではなかった項目になります。電柱をふやさない取り組みで、芦屋川特別景観地区における主要な道路、芦屋川右岸線・左岸線、この2路線につきましては、そのほとんどの区間において、今現在も電柱がない景観が維持されています。条例のときにも若干説明させていただいたんですが、現在の法制度上では、電柱の設置を拒むことはできない形になっておりますので、できるだけ建てないように、これから求めていきたいと考えております。

またそのほか、道路法第37条に該当する道路、下に法律を書いておりますが、交通が著しくふくそうする道路、また幅員が狭い道路とか、あと災害が発生した際に被害の拡大を防止するために必要がある道路、これらの道路については法に基づいて電柱の設置を抑制する措置ができますので、これについて検討していきたいとしております。

実際、全国的に見ましても、この37条で指定をされてますのは緊急輸送道路でされているところがございます。市内については緊急輸送道路全てで、既にそういう措置がとられている状態です。

1-5の項目、電線管理者への支援。我々道路管理者だけじゃなくて、電線管理者にとっても非常にコストのかかる事業になります。ですので、その負担を少しでも軽減するようなこと、また事業の推進につながるようなことに我々も協力していきたい、そういう負

担が軽減することについて支援していきたいと検討しております。

あと最後2行に、これは前回からの追加になるのですが、道路改良事業、歩道改修などにあわせて電線管理者が自ら無電柱化を図る際には、市としても財政的な面での支援をしていきたいと考えております。

1-6、宅地開発による無電柱化の推進という項目です。新たな宅地開発により、道路が新設される際には開発区域において開発事業者により無電柱化が図られる仕組みを検討します。条例にもそのような条文をうたおうと考えております。

1-7、公共施設整備にあわせた無電柱化の推進です。この項目も前回から新しく追加された項目になります。

市が公共施設、市役所や消防署、公園、学校園などを整備する際には、その周辺道路について無電柱化を図っていきたいと考えております。

26 ページ、占用料の見直しになります。

こちらの項目は、4月6日に国で推進計画が公表されました。その中で新しい考え方として、この占用料の見直しという項目がありましたので、芦屋市においてもこれを追加しようと検討して記載しております。

占用料につきましては、今の上空にあります電線・電柱につきましても占用料をいただいているところですが、地下化が図られた際には占用料を、地下の場合は少し軽減するとか、そういった措置を検討したいと考えております。

また、道路上にある電柱・電線が外部不経済という考え方が今、国で示されております。そういったものを受けて、それを反映した占用料見直しについても検討したいと考えております。

そして市民への啓発です。市民の協力が必ず必要になってくる事業になりますので、整備を行う際には丁寧に説明をすることはもちろんですが、いかに皆さんとともに取り組んでいけるのかをしたいと考えております。そのためには出前講座で我々が出向きまして、一緒になって無電柱化に関する理解を深めたり啓発をしていきたいと考えております。

また、実際に敷地内を掘らせていただく作業も発生しますので、そういったものにつきましてもイメージしやすいように、事例集のようなものをつくりまして、少しでも皆さんにわかっていただきたい、わかっていただきやすいものにしたいと考えております。

27 ページ、こちらは無電柱化を図っていったら将来的に課題になるであろうという内容について、現段階で措置できる項目を幾つかまとめております。

まず1つ目、河川・鉄道との交差点の話になります。電線共同溝方式と言いますのは、基本的に地中に埋める形になりますが、地中に埋められない場所として、こういう交差点がございまして。そういったところは橋梁に添架するでありましたり、ほかの方法とかいろいろあるんですが、ただ、整備の際にお金が非常にかかるとか、管理もいろんな制約を受ける形になりますので、極力それを減らしていきたいと考えております。

ですので、ここではある程度、将来を見通して、ここは通します、ここは通しませんというのを考え方として示したいとしております。これが別図－6と7になります。

まず別図－6につきましては、市内にあります市が管理する橋梁があります。全部で85橋ございます。これらのうち、今、ほとんどの橋梁において電線がある状態です。全てでそういう設備を設けますと、維持管理の面でも非常にお金がかかることになってしまいますので、ある程度集約をしていきたい。恐らく整備には非常に長い期間がかかりますので、その期間を活用して電線管理者で、電線を張りかえる際には将来整備される場所に集約していただきたいということで、これを示してございます。

また別図－7につきましては、鉄道との交差部分になります。

鉄道との交差につきましては、踏切、アンダーパス、橋梁と3種類ございます。今現在どこも、ほとんどの場所において電線がない。ということは、電線管理者で何とか恐らく地下を通してられるんだと思うんですけど、そういう措置がとられてるんだと思います。そういったところで、電線共同溝整備する際には接続をしていく形になるんですが、アンダーパス部分につきましては道路管理者でも比較的容易に管路を設置することができますので、そこについては幹線をつなぐという意味で、こちらも協力できる部分かなということで、こちらが整備を図れる箇所については塗り潰して表示をしてございます。

続いて、2－2の項目でございます。非営利目的の電線類の取扱です。

こちら、主に電波障害という項目で大きなマンションが建った際にテレビの電波が受けられない関係で、ケーブルを引っ張っているご家庭がございまして、そういったところにつきましては、無電柱化を図るために費用の負担をしていただくのは、少し急なお願いになりますし、大きな負担になるかなというところもありまして、その負担を軽減する策をこれから検討していきたいと考えております。

2－3の項目、電気・通信事業者の技術革新です。やはり課題としていろいろ上がっている中で、よりコンパクト化を図っていく必要があると考えております。地下に埋めるものもそうですし、地上に出てくるものも、小さければ小さいほど工事もやりやすいですし、コストも下げられるのではないかとございまして、それぞれの電気・通信事業者におきまして、そういった技術開発をしていただきたいと考えております。

2－4、地上機器の有効活用の項目です。

地上機器には、やはり置く際にいろいろと問題が出てくることとございまして。それはなぜかと言いますと、今はただの箱が道路上にある状態になっているかと思うんですけども、少しでもそれを、道路を通行する方々にとって有益な施設に変えることで、歓迎されるようなものにならないかと考えてございまして。そういったものになるように、これから電気事業者さんと研究を行いたいと考えております。

28 ページ、工事の連携の項目です。

道路管理者、電線管理者、地下埋設物管理者が集まる会議を現在の定例で開催しており

ます。そういったものを活用して、できるだけ工事のタイミングをあわすことでコストの縮減や工期短縮、また掘り返しを減らすことにつなげていきたいと考えております。

2-6、財源の確保の項目です。道路管理者だけではなくて、電気・通信事業者にとっても非常にコストのかかる事業になりますので、芦屋市では無電柱化推進基金を設けまして、無電柱化の円滑な推進に活用したいと考えてございます。入ってくるお金は主に市民、もしくはほかの団体からの寄附金になるかと思うんですけども、それを市民の啓発でありますとか、そこへのアドバイザー派遣とか、そういった部分へ活用を考えたいと思っております。

29 ページ、計画の実現に向けてという項目です。

今回定めます計画につきましては、10 年後の見直しを考えておりますが、それまでも適切な事業進捗を図れるように、適宜、進捗管理を図っていきたくと考えております。また、その中で見直すところは見直して、はっきりと最後に効果があらわれるような形をとりたいと考えております。

その計画ですが、30 ページの図-8 で示してございます。

今回の計画は 10 年間をめぐり、また見直しを考えておりますけれども、それとは別で、先ほどから出てきていました協議会で実施計画を定めまして、こちらは 5 年ごとに見直しをかけていきたくと考えております。5 年経てば、前半の 5 年での事業の評価を行いまして、また後半 5 年の計画の工程の再設定に役立てていきたく。そして 10 年後には、効果がきちっとあらわれる形にしていきたくと考えております。

前回の委員会でもご意見いただいたんですが、10 年後、また計画を見直す際には市民の方のお知恵も拝借しまして、市民と一緒に、また考えて計画を見直していきたくと考えてございます。

続いて、計画の概念で、31 ページに図-9 を用意してございます。

こちらは今日、最初から通して説明してきましたが、2 番の整備方針、また 4 番の整備計画、5 番の推進に向けた方策を 1 つの図にあらわしてございます。市内にある道路がどういった道路があつて、どういうときに、どのように無電柱化が図られるのか、順位づけがされるのかを 1 つの模式図で示してございます。

説明は以上になりますが、その後のページ、実際計画にする際には、次、計画路線図で、ここに今日は別図で用意しておりますが、各路線図を挟みたいと思っております。最後には、やはりちょっと難しい用語がございまして、それについて解説したものを用意していかうと思っております。

説明は以上になります。

(福島委員長) ただいまのところの説明いただいた内容について、ご質問等あればお願いいたします。

(國見委員) 関西電力、國見です。

25 ページ、1 - 7、公共施設整備にあわせた無電柱化の推進で、公共施設の整備にあわせて周辺道路の無電柱化を図りますという形で。さまざまな事業に競合してという形で無電柱化は町並み全体がきれいになるので、非常にいい話かと思うんですけども。その公共施設が、例えば市役所であればかなりの区画というか大きさがあって、1つの路線、300メートルなり 500メートルの整備になるんでしょうけども、例えば消防署とか、小さな公園であるとか、そういうもの、ある程度の規模感がないものをあわせて無電柱化すると、その周辺というのは大きく変更がなくて、そこだけが変わってる。それでは、街なみとしても成熟してなくて、今後、その周辺が変わる可能性があるところを無電柱化にすると、結果として二重投資、結果街なみがまた変わって、再度その無電柱化に係る工事をしなければならぬ話もあるのかなと思ってございます。

公共施設整備にあわせるという趣旨は非常に理解するんですが、ある程度の規模感を持っていただいて、それにあわせてする。公共施設ではありませんけど、例えばJRの駅前であったら、それだけ区画整備して、その規模にあわせて無電柱化するのは非常に効果が大きいと思うんですけども、余り規模感のないところにあわせてやると、後々の二重工事等々も発生するかなと思いますので、その辺、検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

(福島委員長) ちょっと書き方の問題ですか。市のほうもそういうお考え、ご指摘の内容については多分お考えだろうと思うんです。このままでいきますとご指摘のことが起こってしまう。ご検討いただければと思います。

(事務局) はい。

(福島委員長) ほか、いかがでしょうか。

(本塚副委員長) 副委員長の本塚です。

26 ページ、27 ページ、やはり日本においては芦屋市が、ある意味トップランナーなところがあるので、そういう意味で、工事の事例集であったり、新しい技術を積極的に取り入れていかざるを得ない立場にどうしてもなってしまうのかなというところがあって。例えばそういうときに、今はふるさと納税であったり、そういったものの研究開発にも積極的に活用していくことが挙げられてますが、国とか県とかとの調整として、先進的な事例などで補助金を入れてとか、積極的にそういった、何かしらのそういう技術が開発されたときに、そういったものを誘致して、うちで取り入れて効果も説明しますとか、そういったところの動きも今、何か見えてきているものがあるのか。もしくはその関係事業者との共同研究のスキームみたいなのが、何か動き出しているものがあるのかどうか、その2点をお願いします。

(事務局) まず、関係事業者とのそういう工夫でありますとか研究につきましても、これからいろいろと行っていきたいと考えております。

あと、国との新しい取り組みとかにつきましても、昨年度から若干そういうつながりが

できまして、今年度からそういう取り組みをしようというところもございます。まだ国も余り公にしてないところもちょっとありますので。

(福島委員長) よろしいでしょうか。

私から。冒頭であった条例案と少し関連するんですが、27 ページで費用負担軽減策の検討と、書いてあります。でも、条例には助成制度の言及はないんです。そのあたりは、基金の条例整備もお考えですが、条例側にも何か支援措置みたいなものの中に、具体をどこまで書けるかは別ですが、あってもいいのかなと思います。つまり、ある種交付金を出すわけですから、それは条例で位置づけてあって、公共のものについては、そういう捻出を検討しますとか、あってもいいのかなと。

そのときに、基金との関係に少し整理が要るんだろうと思うんですけども、基金を設けるようなことについても、何かそれをにおわすような文言が条例にあってもいいのかなという気がするんです。何かそのあたり、お考えでしょうか。

(事務局) 基金の設置に関しましては、これも条例事項になりまして、基金の設置に関する条例も、また別途定める形になります。その中での対応になるのか、ちょっとその点は、市の中でも一度検討してみます。

(福島委員長) そうですね。何か助成措置みたいなものを講ずることができるのは、何か条例側にもあってもいいのかなという気がしますので、それをご検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

(本塚副委員長) もう一点、30 ページで、計画の実現に向けての中で「概ね5年で取組の進捗状況を確認し」という文言が出てくるんですが、先ほど委員長も物差しの話がありましたけど、今回の場合、その数値目標として何かを明確に出してるわけじゃないので、進んでる、進んでないの判断がなかなか難しそうです。ちょっとこのあたりはどのように考えてるのかを教えてください。

(事務局) 協議会で作成します実施計画には、具体の工程をもう少しはめていく形になりますので、そちらはもっとより数値的な目標も書きやすいものになるのかなと考えております。ですので、5年間の実施計画を定めるわけですけど、そこでは必ず目標をうたってという形にはなるかと考えます。

(福島委員長) よろしいでしょうか。そのあたりも、多分市民の皆様にも見ていただくこととなりますので、その段階では、やはりわかりやすい物差しを少し記していただくといいのかなと思います。一方で、進んでるなという印象を持っていただく上でも、そういうものが必要なという気もしますので、ご検討いただけますか。

ほか、いかがでしょうか。

(オブザーバー (森口)) 近畿地方整備局です。

24 ページに道路法の 37 条を引用されているんですが、今書かれているのが車両の能率的

な運行とか防災の観点で、占用制限を図ることが書かれてるんですけども、道路法が3月から改正されてまして、歩行者の観点で幅員が狭小な歩道についても追加されてますので、御確認いただければと思います。

(福島委員長) そのあたりも確認いただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

もう一つ、無電柱化の推進に向けた方策という中で、市民への啓発というのがあります。ここは市民理解を得ていくという趣旨でとらえればいいのかと思います。市民の皆さんが、なるほど、無電柱化はいいな、なるべく早くどんどん進めたいなと思っていただくことが必要なんだと思います。そういう意味では、この無電柱化が、芦屋市のまちの価値を高めていく、景観もそうですけども、そういうことにうまくアピールできる、つながるような資料作成であるとか、取り組みであるとか、そういうものが非常に大切になってくるような気がしますので、それをその文中に書くのがいいかどうかも含めて、一度検討してみてくださいと思います。

やっぱりそれが力になってきます。無電柱化を進めることの受益者は誰かという、これは多分、芦屋市であり市民の皆さんで、電線管理者は色々と負担もあって、大きなメリットはもしかしたらないのかもしれませんが、ぜひ何かメリットがあるように結びつけていただけるとよいと思います。一番大きいのは市民の皆さん、そこに住んでおられる方が、六甲山がすっきり見えていいなとか、街なみとして整っているなとか。それが芦屋市としてのトータルの価値を高めて、市税収入もふえるでしょうし。そのあたりにうまくつながるような資料をつくっていくことが非常に大切かなという気がしますので。一度そのあたりも検討しておいていただければと思います。　ほかはよろしいでしょうか。

(2)の無電柱化推進計画素案については以上とさせていただきます。

続きまして、(3)の推進計画策定のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

3 (3) 推進計画策定のスケジュールについて

(事務局) では、スケジュールについてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

本日は推進計画策定委員会の第3回で、5月10日に開催してございます。この後の予定ですが、市民意見の募集、パブリックコメントを6月23日から7月24日で予定してございます。この前段階で市議会の説明を行う形になります。

このパブコメ期間中につきましては、この委員会の中でもご意見はいただいたんですけども、市民向けの説明会を2回ほど開催する予定を、現在しております。またその日程につきましては、ホームページや広報で周知したいと考えております。

そのパブコメが終わりました後、出てきました意見を整理しまして、こちらの考え方を述べた上で、次回、原案を、第4回の委員会でお示ししたいと考えております。第4回の委員会につきましては8月8日を予定しております。

本委員会、第4回の委員会が終わりましたら、計画をもう一度まとめまして、市議会に、9月議会で説明した後、公表という流れに向かいます。

計画の中で、最初に説明しました条例につきましても、全く同じスケジュールで今のところ進める予定をさせていただきます。

以上です。

(福島委員長) スケジュールについてご説明いただきましたけれども、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。こういう形で進めていきたいとの説明でございました。

本日用意させていただいている議題は以上ですが、何かこの場で特に委員の皆様からご質問、ご指摘いただくことはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、一応委員会としての協議は以上になるんですが、今少し時間ございます。本日傍聴に、多くの皆さんにおいでいただいているんですけれども、もし何か傍聴いただいている方でご質問とかご意見ありましたら、お聞きしたいと思っておりますけれども。いかがでしょうか。

(傍聴者) 会議の中で、別図-1、無電柱化路線の図と、あと事務局からご説明していただいた前回委員会の無電柱化率という件です。12.4%という無電柱化率は赤の路線のことをおっしゃって、今、検討されてるのは黄色の路線を含めた形にすると、最終的な無電柱化率ができるかと考えたらよろしいでしょうか。

(事務局) 無電柱化率につきましては、赤い部分のみの数字になります。現在まとめ直しておりますのは、芦屋市で考えてましたのは、道路の延長に対して無電柱化が終わってる延長と考えてたんですが、国の考え方が、道路の両側に電柱が建つので、整備延長はダブルで考えてくださいとなっているので、総延長掛ける2を分母にしまして、無電柱化の終わった部分を片側ずつカウントされるんです。それにあわせると、実は芦屋市の道路でも片側だけ電柱がない路線があるんです。無電柱化が終わってる路線。そういうのを今度追加する形になりますので、数字が若干動くという形です。

黄色い図面につきましては、数字としては、今カウントはしてません。

(傍聴者) 赤の路線に対しての見直しを図る。

(事務局) そうです。

(傍聴者) ありがとうございます。

(福島委員長) よろしいでしょうか。

(事務局) すみません、ちょっと補足です。

先ほどの図面の赤い路線は、国道・県道も着色してるんですけども、12.4%は市道だけです。

(福島委員長) よろしいですか。もし何かありましたら、事務局にお問い合わせ等、あるいはご意見お寄せいただいても結構かと思っております。また取りまとめられましたら、先ほど

から出ておりますけども、パブリックコメントをかけさせていただくということでございますので、ご意見をいただければと思います。

それでは、事務局にお返しをさせていただいてよろしいですか。

4 その他

(事務局) 本日は多くのご意見をいただき、まことにありがとうございます。

事務局より3点ほど、連絡事項がございます。

まず1点目、次回の協議予定の内容についてです。先ほどのスケジュールの説明でも触れさせていただきましたが、今回はパブコメにていただいた意見と、その意見に対する考え方を説明し、計画書の原案をお示ししたいと考えております。

また2点目、次回の第4回の芦屋市無電柱化推進計画策定委員会の日程についてですが、スケジュールの説明でもさせていただいたとおり、8月8日の開催を予定しております。委員の皆様方には御足労のほど、またよろしく願いいたします。

最後に3点目、本日の議事録についてですが、会議の内容は全て公開させていただきます。事務局側で議事録を作成させていただきましたら皆様にお送りさせていただきますので、内容をまたご確認をお願いいたします。修正がある場合は期日までに事務局へ修正の内容をご連絡いただきますよう、お願いいたします。議事録につきましては原則として会議から1カ月以内にホームページ等で公開する必要がございますので、ご理解とご協力のほどをよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

(福島委員長) 8月8日は午後と考えたらよろしいですか。

(事務局) 午後2時からの予定でございます。

5 閉 会

(福島委員長) 午後2時からですので、ご予定をお願いしたいと思います。

それでは、本委員会、本日は以上にさせていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでした。